

## 1 業務の目的

かごしま環境未来館において、広く市民の環境への関心を喚起し、行動につながるよう、美術や音楽などの芸術を通じて、楽しみながら自然や環境について考えるイベントを開催する。

## 2 業務概要

美術や音楽などの芸術を通じて、楽しみながら自然や環境について考えるイベントの企画、運営、設営及び撤去

(1) 開催月日 令和4年2月19日(土)・2月20日(日)

(2) 開催場所 かごしま環境未来館館内及び同フィールド

(3) 内容

イベントは以下のア～ウの内容で、全て環境に関する切り口を持ったものとする。

ア イベントのプログラムとして、音楽コンサート、絵画体験、工作体験、写真の展示など15項目程度を実施すること。また、廃材、古布、ペットボトルなど不用品を使用したりサイクルアート作品の展示を盛り込み、イベント後もしばらくの期間、館内に展示をすること。

イ 原則、事前の申込みを要せず、幅広い年齢層の多数の参加を見込める自由参加のもので構成することとするが、料理体験等、定員を設けて実施するもので、事前の申込みが必要と判断した場合はその限りではない。その際は、事前の申込みの管理(申込受付・当落の通知等)を行うこと。なお料理体験を開催する場合は託児を設け、その手配及び謝金の支払いを含むものとする。

ウ 出来る限り、来場者が開催中のどの時間帯に来場しても、参加できるプログラム等があるような構成とすること。

エ イベント当日、来場者の対応をする総合案内を設置すること。

オ イベントプログラムやブース等の看板を作成すること。

カ 参加者等の傷害保険への加入の手配をすること。

(4) イベント広報

ア チラシ(A4両面)45,000枚及びポスター(B2片面カラー)30枚を作成

イ チラシの仕分け等を発注者と協議しておこなうこと。

ウ フリーペーパーの有料欄を使用して広報すること。

エ アで作成するチラシのうち13,000枚程度をフリーペーパーに折込し、城西地域に配布すること。詳細については、契約後に発注者が指示する。

エ その他、テレビ・ラジオ・SNSなど様々な媒体を可能な限り使用して広報すること。

(5) その他

ア 原則、当館2階の研修室及び多目的ホールはイベント会場として使用しないこと。

イ イベントの運営、会場の設営・撤去については、必要な人員を確保し、配置すること。

ウ 発注者が作成するアンケート調査用紙の配布・収集に協力すること。

## 3 委託業者の選定方式

本業務は、美術や音楽などの芸術を通じて、楽しみながら自然や環境について考え、環境に配慮した行動を始めるきっかけとなることを目的としており、当業務の運営にあたっては、非

常に高い専門性や創意工夫が求められることから、これらの能力を備えた事業者の選定は「公募型企画提案方式」で行う。

#### 4 著作権等

- (1) 企画案に使用する写真や画像等は、知的財産権、肖像権等での制約の無い、実際に使用可能なものであること。知的財産権の確保や肖像権等の承諾の取得に関することは、制作業者において処理すること。
- (2) チラシ等の成果物は、当財団ホームページやSNS等上でも継続的に使用できるよう、知的財産権の確保や肖像権等の承諾の取得に関することは、制作業者において処理すること。
- (3) 成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条を含む。）は全て当財団に帰属するものとする。
- (4) 再委託する場合は、事前に当財団の承諾を得ること。再委託先が制作するものに著作権（著作権法第27条及び28条の権利を含む）または著作隣接権（実演家人格権を除く）が発生する場合も、納品時に、当財団に帰属させるよう、制作業者において処理すること。
- (5) 本業務で作成する成果品は、契約日以降、継続的に使用できることを基本的な条件としている。

※詳細については、受託者が決まった段階で改めて協議するものとする。

#### 5 契約期間

契約締結の日から令和4年2月20日までとする。

#### 6 予算額

本業務の委託見積限度額は、2,272,300円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。  
なお、上記金額は、予算の上限であって契約額ではないので、留意すること。

#### 7 企画提案競技参加資格

告示第1号（令和3年9月23日）に定められた資格要件のとおり。

#### 8 企画提案競技日程

以下の日程で行うこととする。

内 容	日 時
公告	令和3年9月23日（木）
説明会参加受付期限	令和3年9月29日（水）午後6時まで
説明会	令和3年9月30日（木）
参加申出書提出期限	令和3年10月7日（木）午後6時まで
企画提案競技参加決定通知	令和3年10月9日（土）
質問受付期限	令和3年10月13日（水）午後6時まで
質問回答	令和3年10月15日（金）（予定）
企画提案書提出期限	令和3年10月22日（金）午後6時まで
プレゼンテーション審査	令和3年10月29日（金）（予定）
プレゼンテーション審査結果通知	令和3年10月30日（土）（予定）

## 9 企画提案競技参加申出書の提出

告示第1号（令和3年9月23日）に定められた参加申込要領のとおり。

### 10 企画提案競技参加資格の審査及び通知

企画提案競技参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は令和3年10月9日（土）までに通知する。

### 11 企画提案競技説明会の開催

- (1) 日時：令和3年9月30日（木）午後2時から2時30分まで
- (2) 会場：かごしま環境未来館 2階研修室
- (3) 参加を希望する場合は、令和3年9月29日（水）までに、出席を予定する者の企業・団体名、役職及び氏名について、17の担当者へ電子メール又はファックスにて連絡すること。電話での参加申込は受け付けない。
- (4) 本説明会は、新型コロナウイルス感染症の状況により、参加者の制限または中止させていただく場合もあります。

### 12 企画提案競技参加決定者による企画提案書の提出

別紙「作成要領」に定める。

### 13 質問の受付及び回答

本業務の内容や企画提案書の記入方法等について質問がある場合には、下記の要領にて行う。なお、上記「11 企画提案競技説明会」においても、質疑応答の時間を設けることとする。

- (1) 提出期限  
令和2年10月9日（金）午後6時
- (2) 提出方法・提出先  
下記様式により、電子メール又はFAXにて提出すること。電話など口頭による照会には回答しない。（アドレス [kankyo@kagoshima-miraikan.jp](mailto:kankyo@kagoshima-miraikan.jp) FAX 099-806-8000）
- (3) 提出様式  
質問書（様式3）
- (4) 記載内容  
質問は、本委託業務に係る条件や応募手続きに係る事項に限る。質問の趣旨を簡潔に記入すること。質問票に質問者の会社（団体）名・氏名及び連絡先等の記入がない場合には、回答しない。
- (4) 回答方法  
質問及びその回答内容のみについて、令和3年10月15日（金）までに、質問者及び説明会参加者全員にメールで行うこととする。

### 14 委託業者の選定方法

委託業者の選定は、参加資格を確認した上で、「公益財団法人かごしま環境未来財団指名委員会要綱」に基づき、指名委員会において、厳正かつ公正に行う。指名委員会において、提出さ

れた企画提案書を審査し総合的な評価を行い、最適な企画提案者を選定する。

(1) プレゼンテーション審査

参加者は、提出した企画提案書の内容に基づき、プレゼンテーション審査を行う。

- ① 日時：令和3年10月29日（金）（予定）
- ② 場所：かごしま環境未来館 2階多目的ホール
- ③ 留意事項
  - ・開催日時、場所等の詳細については、別途、通知する。
  - ・プレゼンテーションは、実際に業務の担当となる予定の者が行うこと。
  - ・企画提案の内容を補足するために、パワーポイント等を使った発表も可能とする。

(2) 審査項目

- ① 業務実績（類似業務実績、主要業務実績）
- ② 業務執行体制等（業務執行体制、担当者の経歴等、協力会社等の概要、個人情報保護方針）
- ③ 取組方針
- ④ 企画内容（業務への理解度、独創性・先進性、実現性、効果）
- ⑤ 工程計画
- ⑥ 見積額（事業費用、積算内容）

(3) 選定結果

契約予定者決定に至った経緯及び評価点の公表は行わないものとし、結果についての意義申し立ても受け付けない。

なお、一定の評価基準に達しないなど適切な提案がないと判断される場合には、契約予定者の決定を行わないことがある。

(4) 結果通知

選定結果は、企画提案を提出した各社にそれぞれ文書で通知する。

(5) 企画提案競技の延期等

企画提案競技を公正に執行することができない状態にあると認めるとき並びに不慮の都合により、本企画提案競技を延期し、又はこれを廃止することがある。

なお、延期、廃止した場合においても、本企画提案競技参加のためにそれまで要した費用について、当財団でその負担に応じることはない。

(6) 失格条項

- ① 企画提案書の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- ② 「作成要領」に指定する企画提案の作成様式に示された条件に適合しないもの。
- ③ 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ④ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- ⑤ 虚偽の内容が記載されているもの。
- ⑥ この要領に定められた以外の方法により、関係者に企画提案に対する援助を直接的又は間接的に求めた場合。

## 1 5 業務の委託方法

(1) 指名委員会で選定した企画提案の提出者に対し、当該業務を委託する。

(2) 選定された者が、契約の間までに資格要件を満たさなくなった場合や辞退した場合又は競技が整わない場合は、契約の締結を行わない。この場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとする。

(3) 予算の範囲内において、あらためて契約予定者と見積り合わせを行う。

## 1 6 提出書類の取扱

(1) 提出された申出書等は返却しない。

(2) 企画提案競技参加者が参加に要した費用については、全て参加者が負担するものとする。

(3) 提出された企画提案書は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができる。

(4) 選定された企画提案書の内容は、本業務にそのまま反映されるものではない。

## 1 7 本業務担当者

〒890-0041

鹿児島市城西2丁目1番5号

公益財団法人かごしま環境未来財団（かごしま環境未来館内）

担当：梶井

TEL 099(806)6666 FAX 099(806)8000

E-mail kankyo@kagoshima-miraikan.jp